

優良工事認定基準の改正内容について

優良工事の認定要件を満たす工事(認定の前年度に完成した当初請負金額 500 万円以上で、工期 60 日以上が該当し、単価契約工事及び緊急工事を除く。)を 9 分類し、業種ごとに定めた認定件数に対し、評定成績上位順に工事を決定します。(別表 1)

また、共同企業体工事(甲型に限る。)においては、当該共同企業体のほか、当該共同企業体の各構成員に対しても同様に優良工事認定とみなします。

この改正内容は、平成30年4月1日以降に完成検査を実施する工事に適用します。

(別表1)

番号	業 種	認 定 基 準
1	土木一式工事	(1) 優良工事の認定要件を満たす工事を左の 1 から 9 までの各業種に分類し、それぞれ選考するものとする。ただし、1 から 8 までの各業種のうち、認定要件を満たす工事の件数が 10 件未満であるときは、「9 その他」に含めて選考する。 (2) 認定は、左の 1 から 9 までの各業種別に認定件数(認定要件を満たす工事の件数の 4% (小数点以下を繰り上げる。)に相当する数をいう。)を定め、評定点合計(小数点以下第 1 位までとする。)の成績上位順に決定する。ただし、当該工事における工事成績採点表の 13 細別等(施工体制一般、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質、出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等、法令遵守等)の全てにおいて、評定者加減点が 0 点以上であることが条件となる。 (3) 各業種別に、(1) 及び (2) の基準により選考された結果、同順位の仕事がある場合には、全て認定とする。
2	建築一式工事	
3	電気工事	
4	管工事	
5	舗装工事	
6	塗装工事(路面標示工事を除く。)	
7	造園工事	
8	水道施設工事	
9	その他 (大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事(路面標示工事に限る。)、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事)	